

平成 30 年度一般廃棄物処理施設の維持管理状況の情報の公表

設置者名	紀北町長 尾上壽一
施設名称	海山リサイクルセンター
設置場所	三重県北牟婁郡紀北町船津 2589 番地
問合せ先	0597-36-1313

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「法」という。）の規定に基づき、維持管理に関する情報を公表します。

1 廃棄物処理施設の維持管理に関する計画

設置又は変更の許可申請書、軽微な変更等の届出書、設置の届出書に記載すべき事項	別添のとおり
--	--------

2 廃棄物処理施設の維持管理の状況に関する情報

環境省令の該当する号	施設の種類	公表事項
第一号	焼却施設（ガス化改質方式の焼却施設及び電気炉等を用いた焼却施設を除く。）	以下のとおり

イ 処分した一般廃棄物の各月ごとの種類及び数量

一般廃棄物の種類	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
可燃ごみ	238.72	253.36	231.98	256.55	269.38	236.02	249.76	231.99	231.37	232.94	196.18	220.80

ロ 測定に関する事項（環境省令第四条の五第一項第二号ト、リ、ヲ、ツ、ラ（ウにおいてその例によるものとされた場合を含む。）、ノ、ク(2)、ヤ(1)、マ(4)及びケ(5)の規定による測定に関する事項）

項 目	測定を行った位置	測定の結果の得られた年月日	測定の結果
燃焼室中の燃焼ガスの温度	RDF 燃焼炉排気筒	平成30年10月2日	900℃～950℃
集じん器に流入する燃焼ガスの温度（集じん器内で燃焼ガスの温度を速やかにおおむね摂氏二百度以下に冷却することができる場合にあつては、集じん器内で冷却された燃焼ガスの温度）	RDF 燃焼炉排気筒	平成30年10月2日	181℃
煙突から排出される排ガス中の一酸化炭素の濃度	RDF 燃焼炉排気筒	平成30年10月2日	9.8ppm
ばいじん又は焼却灰の焼成を行う場合にあつては、焼成炉中の温度	RDF 燃焼炉排気筒	平成30年10月2日	900℃～950℃

固形燃料を使用する施設にあつては上記に加え、次の項目

項 目	測定を行った位置	測定の結果の得られた年月日	測定の結果	
固形燃料を保管設備に搬入・搬出しようとする場合	固形燃料に含まれる水分（十重量パーセント以下）	コンテナ積込時	平成30年10月2日	2.6%
	固形燃料の温度（外気温度を大きく上回らない程度）	コンテナ積込時	平成30年10月2日	+3.8℃
	固形燃料の外観を目視により検査（著しく粉化していないこと）	コンテナ積込時	平成30年10月2日	良好
保管設備に搬入した固形燃料の性状	水分	コンテナ積込時	平成30年10月2日	2.6%
	温度	コンテナ積込時	平成30年10月2日	29.8℃
	その他の項目			
固形燃料をピットその他の外気に開放された場所に容器を用いて保管する場合	容器中の固形燃料の性状を把握するために適当に抽出した容器ごとに固形燃料の温度	コンテナ積込時	平成30年10月2日	29.8℃
固形燃料をピットその他の外気に開放された保管設備に容器を用いなくて保管する場合	要件を備えた保管設備内の温度	コンテナ積込時	平成30年10月2日	26℃
固形燃料をサイロその他の閉鎖された場所に保管する場合	保管設備内の温度			
	保管設備内の一酸化炭素の濃度			
	（要件を備えた保管設備が設けられている場合）その他保管設備を適切に管理するために必要な項目			

ハ 冷却設備及び排ガス処理設備にたい積したばいじんの除去を行った年月日

項 目	除去を行った年月日
冷却設備にたい積したばいじん	平成 30 年 10 月 17 日
排ガス処理設備にたい積したばいじん	平成 30 年 10 月 17 日

ニ 煙突から排出される排ガス中の測定に関する事項（環境省令第四条の五第一項第二号カの規定による測定に関する事項）

項 目		測定に係る排ガスを採取した位置	測定に係る排ガスを採取した年月日	測定の結果の得られた年月日	測定の結果	
ダイオキシン類の濃度		(年 1 回以上) RDF 燃焼炉排気筒	平成 30 年 8 月 28 日	平成 30 年 10 月 4 日	0.0020ng-TEQ/m ³ N	
			平成 30 年 11 月 6 日	平成 30 年 11 月 28 日	0.0011ng-TEQ/m ³ N	
ばい煙量又はばい煙濃度	硫黄酸化物	(1 回目)	RDF 燃焼炉排気筒	平成 30 年 8 月 28 日	平成 30 年 10 月 2 日	3ppm 未満
		(2 回目)	RDF 燃焼炉排気筒	平成 30 年 11 月 6 日	平成 30 年 12 月 1 日	3ppm 未満
	ばいじん	(1 回目)	RDF 燃焼炉排気筒	平成 30 年 8 月 28 日	平成 30 年 10 月 2 日	0.008g/m ³ N
		(2 回目)	RDF 燃焼炉排気筒	平成 30 年 11 月 6 日	平成 30 年 12 月 1 日	0.005g/m ³ N
	塩化水素	(1 回目)	RDF 燃焼炉排気筒	平成 30 年 8 月 28 日	平成 30 年 10 月 2 日	70mg/m ³ N 未満
		(2 回目)	RDF 燃焼炉排気筒	平成 30 年 11 月 6 日	平成 30 年 12 月 1 日	70mg/m ³ N 未満
	窒素酸化物	(1 回目)	RDF 燃焼炉排気筒	平成 30 年 8 月 28 日	平成 30 年 10 月 2 日	8ppm
		(2 回目)	RDF 燃焼炉排気筒	平成 30 年 11 月 6 日	平成 30 年 12 月 1 日	7ppm

ホ 前条第一項第二号マ(1)及びケ(2)の規定による保管設備内の清掃を行った年月日

項 目	清掃を行った年月日
固形燃料をピットその他の外気に開放された保管設備に容器を用いないで保管する場合であって、要件を備えた保管設備が設けられている場合	
固形燃料をサイロその他の閉鎖された場所に保管する場合であって、要件を備えた保管設備が設けられている場合	